



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 大阪労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

北大阪労働基準監督署発表
令和6年9月24日

北大阪労働基準監督署
電話 072-391-5825

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検 ～作業床の端に墜落防止措置を講じなかった疑い～

令和6年9月24日、北大阪労働基準監督署（署長 草川 晴美）は、^{そうじつ}双日オートグループ大阪株式会社ほか1名を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) ^{そうじつ}双日オートグループ大阪株式会社（以下「被疑会社」という。）
本社所在地 大阪府大阪市福島区福島
事業内容 自動車及び中古車販売、修理業等
- (2) 被疑会社所属労働者A

2 違反条文

- (1) 被疑会社について
労働安全衛生法（以下、「安衛法」という。）違反
同法第21条第2項
労働安全衛生規則（以下、「安衛則」という。）第519条第1項
同法第27条第1項
同法第119条第1号
同法第122条
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項
- (2) 被疑者労働者Aについて
安衛法違反
同法第21条第2項
安衛則第519条第1項
同法第27条第1項
同法第119条第1号
同法第122条
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第45条第3項

3 事件の概要

令和5年3月9日、大阪府門真市殿島町の被疑会社門真サービスセンターにおいて、派遣会社から派遣された労働者Bに、自動車運搬用エレベーターを使用して、自動車を4階から下階に移動させるため、同エレベーターの搬器内で、被疑会社の労働者Cが運転する自動車を誘導する作業を行わせるにあたり、同搬器床面がエレベーターピット底部から約13メートルの高さにあり、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、同搬器床面の端に囲い、手すり、覆い等を設けず、もって労働者が墜落するおそれのある場所に係る危険を防止するため必要な措置を講じなかったものである。

4 参考事項

上記法違反に関連し、自動車の誘導作業を行っていた派遣労働者Bが自動車運搬用エレベーターの搬器床面から約13メートル下のエレベーターピット底部に墜落し死亡するという災害が発生している。

労働安全衛生法**第21条（事業者の講ずべき措置等）**

- 1 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第27条（労働者の遵守事項）

- 1 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
- 2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二条第三項に規定する公害をいう。）その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

第119条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第一百五條又は第一百八條の二第四項の規定に違反した者
(以下略)

第122条（罰則）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則**第519条（開口部等の囲い等）**

- 1 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第45条

1 略

2 略

3 労働者がその事業における派遣就業のために派遣されている派遣先の事業に関しては、当該派遣先の事業を行う者を当該派遣中の労働者を使用する事業者と、当該派遣中の労働者を当該派遣先の事業を行う者に使用される労働者とみなして、労働安全衛生法第十一条、第十四条から第十五条の三まで、第十七条、第二十条から第二十七条まで、第二十八条の二から第三十条の三まで、第三十一条の三、第三十六条（同法第三十条第一項及び第四項、第三十条の二第一項及び第四項並びに第三十条の三第一項及び第四項の規定に係る部分に限る。）、第四十五条（第二項を除く。）、第五十七条の三から第五十八条まで、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十五条から第六十五条の四まで、第六十六条第二項前段及び後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（同法第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）並びに第五項（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の三（同法第六十六条第二項前段及び後段、第三項、第四項並びに第五項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第六十六条の四、第六十六条の八の三、第六十八条、第六十八条の二、第七十一条の二、第九章第一節並びに第八十八条から第八十九条の二までの規定並びに当該規定に基づく命令の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

この場合において、同法第二十九条第一項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同条第二項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律若しくはこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）又は同条第十項の規定若しくは同項の規定に基づく命令の規定」と、同法第三十条第一項第五号及び第八十八条第六項中「この法律又はこれに基づく命令の規定」とあるのは「この法律又はこれに基づく命令の規定（労働者派遣法第四十五条の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六十六条の四中「第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二」とあるのは「第六十六条第二項前段若しくは後段（派遣先の事業を行う者が同項後段の政令で定める業務に従事させたことのある労働者（労働者派遣法第四十四条第一項に規定する派遣中の労働者を含む。）に係る部分に限る。以下この条において同じ。）、第三項、第四項（第六十六条第二項前段及び後段並びに第三項の規定に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項ただし書（第六十六条第二項前段及び後段、第三項並びに第四項の規定に係る部分に限る。）」と、同法第六十六条の八の三中「第六十六条の八第一項」とあるのは「派遣元の事業（労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業をいう。）の事業者が、第六十六条の八第一項」とする。（以下略）